

配合飼料価格差補てん事業事務処理要領

一般社団法人全日本配合飼料価格畜産安定基金（以下「全日基」という。）及び一般社団法人都道府県配合飼料価格安定基金協会（以下「基金協会」という。）が行う配合飼料価格差補てん事業に係る事務処理は、配合飼料価格差補てん事業に係る業務方法書及び同細則によるほか、この要領に定めるところにより行うものとする。ただし、この要領によりがたい場合は、全日基又は基金協会が別に定めるところによるものとする。

第 1 章 価格差補てん事業に係る契約の締結

配合飼料の価格差補てん事業に係る契約の締結は、次により行うものとする。

1 基本契約及び数量契約の締結

基金協会と畜産経営者との間に締結する配合飼料の価格差補てんに関する基本契約（以下「基本契約」という。）及び配合飼料の価格差補てんに関する数量契約（以下「数量契約」という。）は、次により締結する。

(1) 契約期間及び契約締結月日

① 基本契約

契約期間は、全日基の4事業年度（4年間）とし、4事業年度の途中における新規契約者、飼料荷受組合を変更した者、基金間移動により他基金から転入する者の契約期間は4事業年度の残余の期間とする。契約締結月日は、事業年度の開始前である3月31日とする。ただし、年度途中の第3四半期に基金間移動により他基金から転入する者の契約締結月日は、9月30日とする。

② 数量契約

契約期間は、全日基の事業年度（1年間）とし、契約締結月日は、事業年度の開始前である3月31日とする。ただし、年度途中の第3四半期に基金間移動により他基金から転入する者の契約締結月日は、9月30日とする。

(2) 契約の締結手続

① 基金協会との間に基本契約及び数量契約を締結する畜産経営者（以下「加入者」という。）は、配合飼料価格差補てん事業に関する事務を委任しようとする飼料荷受組合に委任状（別紙様式第1号）を提出する。

基本契約期間の初年度はすべての加入者が委任状を提出する必要がある。また、次年度以降別の飼料荷受組合の組合長に委任する場合、新たに委任状を提出する必要がある。

② 加入者から配合飼料価格差補てん事業に関する事務について委任をする委任状の提出を受けている飼料荷受組合（以下「A荷受組合」という。）また、加入者から委任状の提出を受けていない飼料荷受組合（以下「B荷受組合」という。）は、畜産経営者から提出された数量契約書の別表の〇〇年度配合飼料契約数量（基金協会業務方法書別紙様式第2号の別表（以下「契約数量別表」という。）（県基金提出用、飼料荷受組合控用、特約店控

用、加入者の控えの4枚つづり)が提出されたとき、記入漏れ、誤記とともに次のことを確認する。

- ア 加入者の氏名が自筆で、押印されているか。
- イ 契約数量が畜種、飼養頭羽数等から適正であるか。
- ウ 契約数量に該当する全ての畜種が記載されているか。
- エ 加入者が、配合飼料購入者で、畜産経営者であるか。
- オ 契約数量に該当する農場所在地が記入されているか。また、当該農場が基金協会の都道府県内にあるか。
- カ 補てん金振込先が加入者と同一名義か。

なお、農林水産省畜産局飼料課所管の補助事業では配合飼料価格差補てん契約の継続加入が事業参加要件とされており、数量契約書別表は、補てん契約の継続加入を証明するものとなるので、その保管に留意する。

- ③ A荷受組合は、②の契約数量別表とともに、別途納付金修正届(別紙様式第2号の6)及び添付書類を確認し、基金協会が指定する月日又は3月15日のいずれか早い日(報告、提出の締切日が土日祝祭日のときはその前日。以下同じ。)までに基金協会に提出する。
- ④ A荷受組合は、畜産経営者が全日基業務方法書第4条に規定する家畜の頭羽数を常時飼養して畜産経営を営んでいることを示す証拠書類(数量契約締結日の直近の畜産物の出荷伝票等のコピー)を②の契約数量別表に添付する。
- ⑤ A荷受組合、当該A荷受組合に係る配合飼料製造業者又は基金協会の担当者は、畜産経営者の農場への訪問調査等により全日基業務方法書第4条に規定する畜産経営者であることを確認し、④の証拠書類に「畜産経営者であることを確認する。年月日 確認者所属氏名 押印」する。

なお、この確認がない畜産経営者は、数量契約を締結できないこととなるので留意する。

また、家畜の飼養、畜産物の生産等に関する預託契約、インテグレーション等(以下「預託契約等」という。)に係る補てん契約の対象畜産経営者は、配合飼料の供給価格の変動により直接の影響を受ける者であって、預託契約等により家畜の飼養管理自体を他者に行わせ畜産経営を行っている者も含まれるが、単に家畜の飼養管理を行っている者は補てん契約の対象畜産経営者ではない。預託契約等に係る補てん契約者は、預託契約等の写しを基金協会に提出する。ただし、前年度と預託契約等に変更がないときは提出しなくてもよい。

- ⑥ 基金協会は、基本契約及び数量契約の契約書(基金協会業務方法書別紙様式第1号及び第2号)各2部を作成し、A荷受組合に送付する。
- ⑦ A荷受組合は、基金協会より契約書の送付を受けたときは、その内容について異議がなければそれぞれの契約書に荷受組合長の押印を受け、そのうち1部を基金協会に提出し、1部はA荷受組合において保管する。

なお、契約書に収入印紙を貼付する必要はない。

- ⑧ 契約書に添付する委任状の取扱い

ア 基本契約の契約期間中において、新規、名義変更又は基金間移動により加入し、基本契約を締結しようとする加入者については、委任状を必要とする。

イ 加入者が基本契約の契約期間中において、引続き、数量契約を締結する場合で、全日基と積立金納付契約を締結している配合飼料製造業者（以下「メーカー」という。）のうち、加入者がA荷受組合に係るメーカー（以下「Aメーカー」という。）とは異なるB荷受組合に係るメーカー（以下「Bメーカー」という。）が供給する配合飼料を購入すること（以下「メーカー移動」という。）により、被委任者を変更又は追加する加入者については、改めて委任しようとする荷受組合に委任状を提出する必要がある。

⑨ 加入者の名義変更等の取扱い

加入者が基金協会との補てん契約の名義人を変更する場合、A荷受組合は、変更する具体的な事由とそれを証する資料を添付して、名義変更届（別紙様式第1号の2）により、速やかに基金協会に申し出る。基金協会はその申出に特に不備がない場合、加入者の名義を変更できる。

修正事由と添付資料の例は次のとおりとする。

名義の変更	登記簿又は戸籍謄（抄）本（写し可 3ヶ月以内のもの）
営業権の相続	同上（会葬礼状等）
営業権の譲渡	譲渡に係る契約書の写し
営業権の贈与	贈与に係る証明書の写し
農場の他都道府県への移転	基金協会の確認
預託等への移行	預託契約書等の写し

⑩ 年度途中における飼料荷受組合の変更

加入者が委任状を提出した飼料荷受組合に係るメーカーが事業年度の途中で廃業等不測の事態等の発生により、当該メーカーに係る飼料荷受組合の事務処理ができなくなった場合に限り、当該加入者は年度途中で他の飼料荷受組合に委任状を提出し、当該年度中に飼料荷受組合を変更するものとする。

2 補てん契約及び基金協会数量契約の締結

全日基と基金協会との間に締結する配合飼料価格差補てん契約（以下「補てん契約」という。）及び配合飼料価格差補てん基金協会数量契約（以下「基金協会数量契約」という。）は、次により締結する。

(1) 補てん契約

契約期間は、全日基の4事業年度（4年間）とし、契約締結月日は、事業年度の開始前である3月31日とする。

(2) 基金協会数量契約

契約期間は、全日基の事業年度（1年間）とし、契約締結月日は、事業年度の開始前である3月31日とする。

(3) 契約の締結手続

① 全日基は、前記（1）及び（2）の契約書（基金業務方法書別紙様式第1号及び第3号）各2部を作成し、基金協会に送付する。

② 基金協会は、全日基より契約書の送付を受けたときは、その内容について異議がなければそれぞれの契約書に基金協会理事長印の押印を受け、そのうち1部を全日基に提出し、

1 部は基金協会において保管する。

なお、契約書には収入印紙を貼付する必要はない。

3 補てん積立金納付契約及び積立金対象数量契約の締結

全日基とメーカーとの間に締結する配合飼料補てん積立金納付契約（以下「補てん積立金納付契約」という。）及び配合飼料補てん積立金対象数量契約（以下「積立金対象数量契約」という。）は、次により締結する。

(1) 補てん積立金納付契約

契約期間は、全日基の4事業年度（4年間）とし、契約締結月日は、事業年度の開始前である3月31日とする。

(2) 積立金対象数量契約

契約期間は、全日基の事業年度（1年間）とし、契約締結月日は、事業年度の開始前である3月31日とする。

(3) 契約の締結手続

① 全日基は、前記（1）及び（2）の契約書（基金業務方法書別紙様式第2号及び第4号）各2部を作成し、メーカーに送付する。

② メーカーは、全日基より契約書の送付を受けたときは、その内容について異議がなければそれぞれの契約書に代表者の押印を受け、そのうち1部を全日基に提出し、1部はメーカーにおいて保管する。

なお、契約書には収入印紙を貼付する必要はない。

第 2 章 契約数量のとりまとめ

契約数量のとりまとめは、全日基が提供する価格差補てん事業システム（以下「補てんシステム」という。）を用い、次により行うものとする。

1 全日基は、契約数量をとりまとめるため加入者別契約数量報告書A（継続加入者用）（別紙様式第2号の1）（以下「契約数量報告書A」という。）、加入者別契約数量報告書B（新規加入者用及びその他修正用）（別紙様式第2号の2）（以下「契約数量報告書B」という。）の補てんシステムにアクセスできるようにするとともに複数基金協会別加入者コード報告書（別紙様式第2号の8）（以下「加入者コード報告書」という。）の用紙を基金協会に送付する。

2 基金協会は、A荷受組合に補てんシステムから契約数量報告書A及び同報告書Bの受信を指示するとともに、全日基より加入者コード報告書の用紙の送付を受けたときは、当該A荷受組合に当該A荷受組合の関係する加入者コード報告書及び特約店コード登録表（別紙様式第2号の9）を送付する。

3 A荷受組合は、基金協会から送付された加入者コード報告書に関係する加入者に配布し、加入者から内容確認、押印後に提出を受け、また、特約店コード登録表に、新たに追加する特約店を記入し、削除する特約店は二本線を引き見え消しにし、基金協会が指定する日又は3月15日のいずれか早い日までに基金協会に提出する。また、年度途中の特約店コード登録表に追加があったときは直ちに基金協会に提出する。配合飼料販売証明書（別紙様式第13号）の発行

は、特約店コード表に記入されている特約店のみが行い、特約店コードのない特約店は販売証明書を発行できない。加入者がいない特約店であっても当該荷受組合に係るメーカーの配合飼料を取扱っている特約店は登録しておくことが望ましい。

- 4 A荷受組合は、予め加入者より提出された配合飼料契約数量別表及び別途納付金対象数量修正届（別紙様式第2号の6）に記載されている事項を審査、確認した上、補てんシステムにアクセスし、契約数量報告書Aに配合飼料契約数量及び修正事項を、契約数量報告書Bに全日基の指示した所要事項をそれぞれ入力し、基金協会が指定する日又は3月20日のいずれか早い日までに送信する。A荷受組合は、送信15分後に補てんシステムの画面上にチェック結果表が出力されていないことを確認する。確認されない場合は再度修正入力する。確認後は、契約数量報告書A及び同報告書Bを修正してはならない。ただし、基金協会の了承を得て、基金協会が契約数量を確定処理するまでの間、データを修正することができる。

A荷受組合は、送信後に追加、修正があるときは、プリントアウトした契約数量報告書A又は同報告書Bに二本線を引き見え消しで追加、修正した上、当該追加修正のページに必要な書類を添えて基金協会にFAX等で追加、修正を依頼する。ただし、修正等の依頼は基金協会が指定する月日又は3月31日までであり、その後の修正等はできないので留意すること。

- 5 基金協会は、A荷受組合が入力した契約数量報告書A、同報告書B及び提出された加入者コード報告書の内容を審査し、契約数量報告書A及び同報告書Bを、また加入者から翌事業年度に係る別途納付金の額を徴収する場合に限り契約数量報告書Bの前年度解約四半期を入力、作成し、3月末日までに送信する。

また、基金協会は、加入者コード報告書を3月20日までに全日基に提出するほか、契約数量報告書A及び同報告書Bの修正を要する場合は、3月末日までに修正を終了するものとする。

- 6 全日基は、基金協会より契約数量報告書A及び同報告書Bのデータ送信を受け合計数量が確認され、また加入者コード報告書の提出を受けたときは、都道府県別、Aメーカー別、A荷受組合別、特約店別、畜種別及び四半期別にとりまとめた加入者別契約数量基本台帳並びに加入者コード報告書をとりまとめた複数協会契約者加入者コード一覧表を作成し、基金協会へ送付するので、基金協会は1部をA荷受組合に送付する（複数協会契約者加入者コード一覧表は基金協会に限る）。全日基は、都道府県別、Aメーカー別、畜種別及び四半期別にとりまとめたA荷受組合別契約数量基本台帳を作成し、関係するAメーカーに送付する。

- 7 基金協会は、全日基から提出を受けた複数協会契約者加入者コード一覧表の内容を確認する。全日基は、基金協会から異議がなければ、複数協会契約者加入者コード一覧表の加入者及び基金協会をもって基金協会業務方法書に基づき各加入者がそれぞれの複数基金協会と契約を締結しているものとみなす。

第 3 章 契約の解除、解約及び加入者の数量変更

基金協会は、当該基金協会の定める業務方法書（規程を含む。）に基づき、加入者との間に締結している基本契約の解除、解約及び数量契約の契約数量の変更を行うこととなる。基本契約の解除及び解約並びに契約数量の変更の事由及び手続は、次による。

1 契約の解除、解約及び契約数量変更の事由

契約の解除、加入者からの契約の解約及び契約数量の変更は、次の具体的な事由による場合に限り行うものとする。ただし、これらによりがたい場合は、全日基と協議するものとする。

(1) 解除

加入者が故意又は重大な過失により契約に違反した次に該当する場合をいう。

- ① 架空名義により基本契約及び数量契約を締結しているとき。
- ② 架空名義により補てん金の交付を受けているとき。
- ③ 平成20年度7-9月期以降の借入金に係る補てん金の交付を受けた加入者が、合理的な理由がなく、契約を更新しなかった場合や契約数量を大きく減じた場合に、全日基が求める返還金の返還に応じなかったとき。

(2) 解約

解約についてやむを得ない事由があると認められる場合とは、次に該当する場合をいう。

- ① メーカーが供給する配合飼料の購入を全てとりやめたとき。
- ② 次の事由により、畜産経営を廃業し又は経営の継続ができなくなったとき。
 - ア 不渡りを出す等経営不振で破産状況にたち至ったとき。
 - イ 公害等により行政機関から立ち退きを命ぜられたとき。
 - ウ 行政上の区画整理等で経営の継続ができなくなったとき。
 - エ 風水害等の天災により被害をうけ経営の継続ができなくなったとき。
 - オ 経営者が死亡し、後継者がいないとき等。
- ③ 基金協会業務方法書第7条の2の基金間移動により、契約数量が零となったとき。

(3) 契約数量の変更（減少）

契約数量の変更についてやむを得ない事由があると認められる場合とは、次に該当する場合をいう。

- ① 災害の発生その他特別の事情がある場合、具体的には次に該当する場合をいう。
 - ア 風水害、地震等の災害、もしくは火災により家畜被害等が生じたとき。
 - イ 家畜伝染病予防法法令の定めに基づく家畜の殺処分等の命令が出されたとき等。
- ② 契約の基金間移動の通知を基金から受けた場合

2 契約の解約及び契約数量変更の手続き

(1) 解約

- ① 加入者から契約の解約の申込みがあったとき、A荷受組合又は当該A荷受組合に係るメーカー担当者は、現地調査等により、加入者の契約解約の事由が事実と相違ない旨を確認し、廃業証明書等に確認年月日、確認者の氏名、押印する。また、平成20年7-9月期以降の交付条件の適用期間中は、確認書（別紙様式第15号の2）を提出する必要がある。
- ② A荷受組合は、前記①の確認をした後、契約解約申込書（別紙様式第3号の2）に、廃業証明書等契約解約の事由を証する書類を添付して、基金協会に提出する。
- ③ 基金協会は、契約解約申請書の提出を受けたとき、その内容を審査し、解約することが適正であると認めた場合、次に掲げる条件を付して、加入者の納付すべき通常補てん積立金が納付されていることを確認の上、解約承認書（別紙様式第4号の2）をA荷受組合に

送付する。

ア 解約を承認した日の属する四半期までの通常補てん積立金が納付されていること。なお、既に納付された通常補てん積立金は返還しないこと。

イ 解約を承認した日の属する四半期の次の四半期以降に係る通常補てん積立金の納付を免除することができること。

- ④ なお、廃業を予定している加入者からの解約申請については、廃業の日をもって解約を承認することとなるので、廃業を予定した四半期末に、家畜が全ていないことが確認された加入者のみが解約を承認される。家畜が飼養されている場合、解約の承認は無効となるので、速やかに次期四半期の通常補てん積立金を納付する必要がある。また、再度申請する場合は、申請を最初からやり直さなければならない。

(2) 契約数量の変更（減少）

- ① 加入者から契約数量の変更の申込みがあったとき、A荷受組合又は当該A荷受組合に係るメーカー担当者は、現地調査等により、加入者の契約数量の変更事由が事実と相違ない旨を確認し、変更事由の証明書等に、確認年月日、確認者の氏名、押印する。
- ② A荷受組合は、前記①の確認をした後、契約数量変更申込書（別紙様式第3号の3）に、契約数量変更の事由を証する書類を添付して、基金協会に提出する。
- ③ 数量変更申請の承認等は、承認書の様式（別紙様式第4号の3）が解約承認書と異なるほかは、前記（1）の③及び④に準ずる。

(3) 申請書提出の締切日

第2四半期より、解約又は数量変更の場合	5月10日
第3四半期より、	”
第4四半期より、	”
	11月10日

申請書提出の締切日以降に次の①、②の事由による契約の解約又は③、④の事由による契約数量変更の場合のみ、基金協会は追加の解約又は数量変更（以下「追加数量変更」という。）を認めることとし、申請書提出の締切日も延期することとする。

- ① 全日基契約者の死亡（または行方不明）により、廃業となる場合
- ② 全日基契約者の破産等により積立金が納付できない場合
- ③ 風水害等の天災、もしくは火災により被害が生じた場合
- ④ 家畜伝染病予防法等法令の定めに基づく殺処分等の命令がだされた場合

追加数量変更に係る申請書提出の締切日

第2四半期より、解約又は数量変更の場合	6月20日
第3四半期より、	”
第4四半期より、	”
	12月20日

(4) 基本台帳の修正

A荷受組合は、解約承認書を基金協会から受け取ったとき、基本台帳を修正する。ただし、解約の承認が無効となった場合は再度修正する。

(5) 留意事項

基金協会は、申請の都度、申請の承認の可否を判断することとするが、通常補てん積立金

及び補てん金の交付は四半期別の取扱いであることから、申請書の提出日に応じて①～③にて処理するものとする。

ただし、前記(3)の追加数量変更に係る申請については、④～⑤にて処理するものとする。

- ① 各四半期の初月 1 日から中月 10 日までに提出された申込書
 - ア 解約の承認月日は、当該各四半期、中月 10 日とする。
 - イ 当該申請日を含む四半期分の通常補てん積立金は返還しないが、次の四半期以降に係る通常補てん積立金を免除する。
- ② 各四半期中月 11 日から四半期終月の末日までに提出された申込書
 - ア 解約の承認月日は、当該翌四半期、中月 10 日とする。
 - イ 当該翌四半期の通常補てん積立金の納付を条件とし、翌々四半期以降に係る通常補てん積立金を免除する。
- ③ 基金協会は、各四半期中月 10 日までに承認した数量をもって、全日基へ契約数量変更申請書を提出する。
- ④ 基金協会は、追加数量変更処理に基づき各四半期中月 11 日から四半期終月 20 日までに提出された申請書
 - ア 解約の承認月日は、当該各四半期終月 20 日とする。
 - イ 当該申請日を含む四半期分の通常補てん積立金は返還しないが、次の四半期以降に係る追加数量変更（減少）処理相当分の通常補てん積立金を免除する。
- ⑤ 基金協会は、追加数量変更処理に基づき各四半期終月 20 日までに承認した数量をもって、全日基へ追加数量変更処理に係る基金協会契約数量変更申請書を提出する。

第 4 章 基金協会数量契約の変更

基金協会が、加入者との間に締結している基本契約を解除又は解約した場合及び数量契約による契約数量の変更を認めた場合における基金協会数量契約に基づく契約数量の変更は、次により行うものとする。

- 1 基金協会は、次に定める期限までに基金協会数量契約契約数量変更申請書（別紙様式第 3 号）（以下「契約数量変更申請書」という。）を全日基に提出する。

契約数量変更申請書の提出期限

第 2 四半期より契約数量を変更する場合	5 月 15 日
第 3 四半期より契約数量を変更する場合	8 月 15 日
第 4 四半期より契約数量を変更する場合	11 月 15 日

この場合契約数量変更申請書の提出に当たっては、基金協会は、加入者別契約数量変更明細書（別紙様式第 3 号の別表）を添付して提出するとともに、変更明細書の内容について補てんシステムの加入者別契約データ等の内容を修正するものとする。

なお、加入者の契約数量の変更を認めた場合は、A 荷受組合長より提出された変更理由書（写）等を数量契約変更申請書に添付し提出するものとする。

また、契約数量変更申請書の提出が提出期限より遅れたものについては、全日基は、変更前

の四半期に係る加入者が納付する通常補てん積立金（以下「加入者通常積立金」という。）を請求し、基金協会は当該請求金額を納付することとなるので、契約数量変更申請書の提出期限は厳守するものとする。

ただし、前記第3章2（3）の追加数量変更処理に基づく契約数量変更申請書の提出期限は次のとおりとする。

追加数量変更に係る契約数量変更申請書の提出期限

第2四半期より契約数量を変更する場合	6月25日
第3四半期より契約数量を変更する場合	9月25日
第4四半期より契約数量を変更する場合	12月25日

また、提出書類は通常の契約数量変更処理と同様の契約数量変更申請書及び加入者別契約数量変更明細書を添付して全日基に提出することとし、A荷受組合長より提出された追加数量変更理由書（写）等も添付することとする。

なお、変更明細書の内容については、全日基が補てんシステムにて加入者別契約データ等の内容を修正するものとする。

2 全日基は、契約数量変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、基金協会が変更した契約数量をとりまとめ、補てんシステムから当該四半期以降に係る契約数量変更結果表を作成し、変更数量を確認するとともに基金協会に対し契約数量変更結果表、解約台帳の出力を指示し、基金協会数量契約数量変更承認書（別紙様式第4号）を基金協会に送付する。

3 基金協会数量契約に基づく契約数量の変更は、基金協会が前項により変更承認書の送付を受けその内容について異議がなければ変更手続きが完了したものとする。

なお、基金協会は、変更承認書を受けたときは、加入者別契約数量基本台帳に記載されている当該加入者の契約数量について所要の修正を行うとともに、A荷受組合に対しても所要の修正を行うよう指導するものとする。

また、基金協会は、年度途中で基金間移動により他基金から転入した加入者については、加入者別基本台帳に追加記載するとともにA荷受組合に対し追加記載することを指導する。

第5章 通常補てん積立金、通常補てん特別積立金、異常補てん積立金及び別途納付金の納付

加入者通常積立金、メーカーが納付する通常補てん積立金（以下「メーカー通常積立金」という。）及び通常補てん特別積立金（以下「特別積立金」という。）、メーカーが納付する異常補てん積立金（以下「異常積立金」という。）並びに新規加入者に係る納付金（以下「別途納付金」という。）の納付は、次により行うものとする。

1 加入者通常積立金

(1) 全日基は、基金協会数量契約による契約数量（基金協会数量契約に基づき契約数量を変更した場合は、変更した契約数量）に基づき四半期ごとに配合飼料通常補てん積立金請求書を作成し、原則として次に定める期限までに基金協会に送付する。

積立金請求書送付期限

第1四半期分	契約数量とりまとめ後直ちに
--------	---------------

第2四半期分	5月31日
第3四半期分	8月31日
第4四半期分	11月30日

この場合、基金協会は、補てんシステムを用い加入者ごとの加入者別通常積立金請求書を作成し、積立金受領書（以下「受領書」という。）の印刷を指示する。

- (2) 基金協会は、前項により請求を受けたときは、各A荷受組合に通常補てん積立金請求書（受領書同封）を送付し、通常補てん積立金の請求を行い、A荷受組合を通じ加入者より積立金を徴収のうえ、次に定める期限までに請求金額を全日基の指定する銀行口座に電信振込により全日基に納付する。

積立金納付期限

第1四半期分	4月30日
第2四半期分	6月30日
第3四半期分	9月30日
第4四半期分	12月31日

- (3) A荷受組合は、加入者から通常補てん積立金を徴収し、当該四半期の前月25日（第1四半期分は基金協会が指示した日、第2四半期分6月25日、第3四半期分9月25日、第4四半期分12月25日）又は基金協会が指定する日のいずれか早い日までに、請求金額を基金協会が指定する銀行口座に電信振込により納入する。ただし、通常補てん積立金を基金協会が指定する金融機関の預金口座振替により徴収することを、A荷受組合を通じて基金協会に委任した加入者は、第1四半期分4月18日（又は基金協会が指定する月日。（3）で以下同じ）、第2四半期分6月18日、第3四半期分9月18日、第4四半期分12月18日（預金口座振替日が休日の場合翌営業日）に振替されることとなる。

A荷受組合は、加入者より当該四半期に係る通常補てん積立金の納付を受けたときは、加入者に対し納付を受けた日付を記入した受領書を交付する。

- (4) 全日基は、基金協会より通常積立金の納付を受けたときは、受領書を基金協会に送付する。
- (5) 全日基は、基金協会が納付する通常積立金が、前記（2）の積立金納付期限から2日間（金融機関の非営業日を除く。）より遅れて納付された場合は、積立金納付期限より遅延した日数に応じて延滞利息を補てん契約に基づき基金協会に請求する。
- (6) 基金協会は、A荷受組合が納付する通常積立金が納付期限より遅れて納付された場合、基本契約に定める延滞利息を当該A荷受組合に請求し、当該A荷受組合は請求された延滞利息を直ちに基金協会に支払わなければならない。

2 メーカー通常積立金、特別積立金及び異常積立金

(1) メーカー通常積立金及び特別積立金

① 積立金暫定対象数量による積立金の納付

ア 全日基は、積立金対象数量契約による積立金暫定対象数量に基づき四半期ごとにメーカー通常積立金請求書及び特別積立金請求書を作成し、原則として次に定める期限までにメーカーに送付する。

積立金請求書送付期限

第1四半期分	2月28日（うるう年は29日）
第2四半期分	5月31日
第3四半期分	8月31日
第4四半期分	11月30日

イ メーカーは、前項により請求を受けたときは、次に定める期限までに請求金額を全日基の指定する銀行口座に電信振込により全日基に納付する。

積立金納付期限

	(基本積立金)	(特別積立金)
第1四半期分	3月31日	3月31日
第2四半期分	6月30日	6月30日
第3四半期分	9月30日	9月30日
第4四半期分	12月31日	12月31日

ウ 全日基は、メーカーよりメーカー通常積立金及び特別積立金の納付を受けたときは受領書をメーカーに送付する。

エ 全日基は、メーカー通常積立金及び特別積立金が、前記イの積立金納付期限から2日間（金融機関の非営業日を除く。）より遅れて納付された場合には、積立金納付期限より遅延した日数に応じた延滞利息を補てん積立金納付契約に基づき請求する。

② 積立金対象数量確定による積立金の精算

ア 全日基は、メーカーの当該事業年度における配合飼料製造数量が確定した場合には「配合飼料製造業者が納付する補てん積立金の納付に関する細則」（以下「補てん積立金の納付に関する細則」という。）に定める精算期限*1までに追加納付又は返還を行い通常積立金及び特別積立金の精算を行う。

*1 （補てん積立金の納付に関する細則に定める精算期限）

(四半期別)	(精算期限)
第1四半期分	9月30日
第2四半期分	12月31日
第3四半期分	3月31日
第4四半期分	翌事業年度の6月30日

イ 全日基は、精算の結果、追加納付することとなるメーカー通常積立金及び特別積立金が前項の精算期限より遅れて納付された場合には、精算期限より遅延した日数に応じ、前記①のエに準じて計算した額を延滞利息として補てん積立金納付契約に基づきメーカーに請求する。

(2) 異常積立金

① 月別異常積立金の額

全日基は、先ず全日基が公益社団法人配合飼料供給安定機構（以下「機構」という。）に上半期及び下半期の別に納入することとなる額を上半期又は下半期の総積立金暫定対象数量に対する四半期別総積立金暫定対象数量の割合で按分して、四半期別の異常積立金の額

とする。その四半期別異常積立金の額に、四半期別総積立金暫定数量に対する当該メーカーに係る四半期積立金暫定対象数量の割合を乗じて得た額を当該メーカーの四半期別異常積立金の額とし、その3分の1を月別メーカー別異常積立金の額とする。なお、積立金の額は千円単位であり、千円未満の端数は当該四半期の第1月の額として加えるものとする。

② 積立金暫定対象数量による積立金の納付

ア 全日基は、前記(2)の①の月別メーカー別異常積立金の額に基づき、四半期ごとに月別の異常積立金請求書を作成し、原則として次に定める期限までにメーカーに送付する。

異常積立金請求書送付期限

第1四半期分	4月30日(国の予算成立日後)
第2四半期分	5月31日
第3四半期分	8月31日
第4四半期分	11月30日

イ メーカーは、前項により請求を受けたときは次に定める期限までに請求金額を全日基の指定する銀行口座に電信振込により全日基に納付する。

(月別)	(納付期限)
------	--------

4月、5月及び6月分	6月第1日
7月から3月まで	当該月の第1日

この場合、納付期限の第1日は、当該月の金融機関の第1営業日とする。

ウ 全日基は、メーカーより異常積立金の納付を受けたときは受領書をメーカーに送付する。

エ 全日基は、メーカーが納付する異常積立金が、前記イの積立金納付期限から2日間(金融機関の非営業日を除く。)より遅れて納付された場合には、積立金納付期限より遅延した日数に応じ、前記(1)の①のエに準じて計算した額を延滞利息として補てん積立金納付契約に基づきメーカーに請求する。

③ 積立金対象数量確定による積立金の精算

ア 全日基は、メーカーの当該事業年度における配合飼料製造数量が確定した場合には、「補てん積立金の納付に関する細則」に定める精算期限*2までに追加納付又は返還を行い異常積立金の精算を行う。

*2 (補てん積立金の納付に関する細則に定める精算期限)

(四半期別)	(精算期限)
第1四半期(4月~6月)	9月30日
第2四半期(7月~9月)	12月31日
第3四半期(10月~12月)	3月31日
第4四半期(1月~3月)	翌事業年度の6月30日

イ 全日基は、精算の結果、追加納付することとなるメーカーが納付する異常積立金が、前項の精算期限より遅れて納付された場合には、精算ができなくなるので、メーカーは追加納付の期限を厳守すること。

3 積立金納付に係る措置

(1) 全日基は、メーカーがメーカー通常積立金、特別積立金及び異常積立金(以下「メーカ

一積立金」という。)を全日基業務方法書及びこの細則に定める積立金の納付期限までに納付しなかった場合、次の措置を講ずることができるものとする。

- ① 全日基は、メーカーが納付期限後7日目までにメーカー積立金を納付しなかった場合には、同8日目以降に、当該メーカーのメーカー積立金の納付がなかった旨を基金協会及び他のメーカーに通知すること。
 - ② 全日基は、当該メーカーの未納付のメーカー積立金の額と当該メーカーの入会預り金、メーカー積立金の精算金及びその他当該メーカーが有する基金の債権とを相殺すること。
- (2) 全日基及びメーカーは、両者の間に積立金の納付に係る事項に齟齬が生じないように連絡を密に取り合うとともに、メーカーは、不測の事態が生じたとき又は納付期限までにメーカー積立金の納付に支障が生じる恐れのあるときはその旨を全日基に通知するものとする。

4 別途納付金

- (1) 全日基は、契約数量報告書A及び同B、並びに基金間移動による加入者、基金協会別加入者コード報告書に基づき別途納付金を算定するとともに、基金協会に加入者別の別途納付金算定表(別紙様式第2号の4)、複数のA荷受組合に契約事務を委任している加入者に係る別途納付金算定表、複数の基金協会と契約している加入者に係る別途納付金算定表及び加入者あての別途納付金受領書の作成を指示し、基金協会は別途納付金受領書等を速やかにA荷受組合に送付する。
- (2) A荷受組合は、別途納付金受領書の内容について加入者から申出があり、その加入者の新規契約数量が別途納付金対象数量に相当しないと認められるときは、別途納付金対象数量修正届(別紙様式第2号の6)を基金協会に提出する。
- (3) 基金協会は、A荷受組合より別途納付金対象数量修正届を受け、内容を審査し、新規契約数量が別途納付金対象数量に相当しないことが明らかであるときは、補てんシステムの別途納付金修正処理により、修正数量を入力する。全日基は、基金協会の別途納付金対象数量修正処理の終了後、別途納付金請求書(別紙様式第2号の5)を作成し、基金協会に送付する。基金協会は、修正分の別途納付金受領書を作成し、別途納付金請求書とともにA荷受組合に送付する。
- (4) 基金協会は、別途納付金納付報告書(別紙様式第2号の7)並びに別途納付金請求書等を修正したときの別途納付金請求書及び別途納付金算定表の修正箇所を、6月15日までに全日基に提出する。
- (5) 基金協会は、A荷受組合を通じ加入者より別途納付金を基金協会が指定する月日又は6月25日までに基金協会が指定する銀行口座に電信振込みにより納付させた上、6月30日までに全日基の指定する銀行口座に電信振込により納付する。ただし、全日基が別途納付金の納付期限を別に定めた場合は、その期限までとする。
- (6) 全日基は、加入者が納付する別途納付金が前項の納付期限より遅れて納付された場合には、納付期限より遅延した日数に応じ、前記2の(1)の①のエに準じて計算した額を延滞利息として補てん契約に基づき基金協会に請求するので、基金協会は同額を速やかに荷受組合に請求する。
- (7) 基金協会は、前記(5)の納付期限までに納付しない畜産経営者に係る価格差補てん金

については、その交付を保留することができるものとする。

第 6 章 メーカーの積立金対象数量の確定

メーカーが納付する通常積立金、特別積立金及び異常積立金の対象となる積立金対象数量の確定は、「補てん積立金の納付に関する細則」の定めるところにより行うものとし、この場合、当該事業年度における配合飼料製造数量実績報告書（全日基業務方法書「補てん積立金の納付に関する細則に定める別紙様式第 1 号」）の記載に当たっては、次により行うものとする。

1 製造数量についての記載

(1) 自家工場に記載する数量

報告書に記載する数量は、関税込率法第 13 条第 5 項の規程により税関に提出される「飼料製造用原料品による製造終了届」に記載されている数量に基づき各用途別に記載する。

(2) 協同組合日本飼料工業会組合員であるメーカーに委託した数量

報告書に記載する数量は、委託先別委託数量明細表（別紙様式第 5 号）によりとりまとめた数量を記載するものとし、同明細表を報告書に添付する。

また、報告書に記載する数量のうち日本飼料工業会（以下「工業会」という。）の組合員であって全日基との間に補てん積立金納付契約を締結していない配合飼料製造業者（以下「非契約メーカー」という。）に委託した数量については、非契約メーカーの証する配合飼料受託製造数量表（別紙様式第 5 号の 2）を報告書に添付する。

(3) 全日基以外の他基金に関係のあるメーカーに委託した数量

報告書に記載する数量は、委託先別委託数量明細表（別紙様式第 6 号）によりとりまとめた数量を記載するものとし、同明細表及び他基金に関係あるメーカーの証する配合飼料受託製造数量表（別紙様式第 5 号の 2）を報告書に添付する。

2 製造数量より除外するものについての記載

(1) 工業会組合員である他のメーカーから受託した数量

報告書に記載する数量は、受託先別受託数量明細表（別紙様式第 7 号）によりとりまとめた数量を記載するものとし、同明細表を報告書に添付する。

また、報告書に記載する数量のうち非契約メーカーから受託した数量については、非契約メーカーの証する配合飼料委託製造数量表（別紙様式第 7 号の 2）を報告書に添付する。

(2) 混合飼料報告書に記載する数量は、該当数量について記載する。

(3) 他の基金の加入者に供給した数量で、他の基金との間に補てん契約をしている数量

報告書に記載する数量は、供給先用途別明細表（別紙様式第 8 号）によりとりまとめた数量を記載するものとし、同明細表及び他の基金の会員が証する加入者別の配合飼料購入数量表（別紙様式第 8 号の 2）を報告書に添付する。

3 契約製造業者間で売買した配合飼料の数量についての記載

契約製造業者間における配合飼料の製造の受委託ではなく契約製造業者間において配合飼料を売買により購入した契約製造業者及び販売した契約製造業者は、それぞれ別紙様式第 8-2 号の 1 及び同第 8-2 号の 2 を報告書に添付する。

なお、売買した配合飼料の数量の報告は、積立金対象数量の増減には影響しない。

4 報告書、添付する明細表の報告期限

- (1) 配合飼料製造数量実績報告書、委託先別委託数量明細表等（別紙様式第5号～別紙様式第8-2号の2）は、細則に定められている次の期限までに提出するものとしている。

(四半期別)	(提出期限)
第1四半期（4月～6月）分	8月15日
第2四半期（7月～9月）分	11月15日
第3四半期（10月～12月）分	2月15日
第4四半期（1月～3月）分	翌事業年度5月15日

- (2) 委託先別委託数量明細表等（別紙様式第5号～別紙様式第8-2号の2）が報告期限までに提出されない場合、他メーカー、他基金の会員等との間の相互の証しを確認することができなくなる。特に別紙様式第7号から別紙様式第8号の2については、製造数量から控除する数値の証しであり、この証しがない場合製造数量から控除できないので留意する。

第7章 補てん金の交付

通常価格差補てん金及び異常価格差補てん金（以下「補てん金」という。）の交付は、次により行うものとする。

1 補てん対象数量の報告

- (1) 全日基は、当該四半期の通常価格差補てん金の交付が見込まれるとき、当該四半期最後の月の末日までに、基金協会に対し、補てん金交付対象期間に係る加入者別購入数量報告を行うよう通知する。
- (2) 全日基は、補てん金を交付するとき、補てん対象四半期の契約数量を確定後、補てん対象数量算定のため、基金協会及びA荷受組合が、補てんシステムにアクセスし、補てん金交付対象期間に係る加入者別配合飼料購入数量報告書（別紙様式第9号）（以下「購入数量報告書」という。）に入力できるようにする。
- (3) A荷受組合は、A荷受組合に係るメーカーの配合飼料を販売する特約店及びメーカー（以下「特約店等」という。）に特約店コードを割当てるとともに、基金協会に特約店コード別の特約店等を報告する。
- (4) 基金協会は、全日基より補てんシステムの購入数量報告書にデータ入力できるとの連絡を受けたときは、A荷受組合に購入数量報告書データをA荷受組合パソコンに取り込むよう連絡する。
- (5) A荷受組合は、前記（4）の連絡を受けた後、購入数量報告書データを取込み、次により加入者が補てん金交付対象期間に購入した補てん対象となる配合飼料の加入者別購入数量を確認した上、加入者別の購入数量を入力し、原則として交付対象四半期期間の翌月20日までに、補てんシステムの送信処理を実行する。送信後15分後に送信処理画面を再度確認し、画面上にチェック結果表が出力されないことを確認する。A荷受組合は、この確認後、

補てんシステムにアクセスし購入数量報告データを修正してはならない。ただし、基金協会
の了承を得て、基金協会が購入数量報告データを確定処理するまでの間、データを修正する
ことができる。

- ① 加入者が購入する配合飼料を供給するメーカーに係る荷受組合は、当該荷受組合に係る
メーカーの配合飼料を供給する特約店等に、特約店等の販売・出荷実績に基づき作成され
た「配合飼料販売証明書」(別紙様式第13号)及び加入者の購入実績に基づき作成された
「加入者別購入確認書」(別紙様式第14号)を提出させる。特約店等は配合飼料販売証明
書の提出に当って、当該配合飼料を供給したメーカーの担当者への販売数量について確認
を受けるものとする。また、加入者別購入確認書の加入者の押印を確認する。
- ② 配合飼料を供給したメーカーの担当者は、加入者への配合飼料販売実績数量をメーカー
の販売実績数量等と照合し、配合飼料販売証明書に、加入者への配合飼料販売実績数量を
確認するものとする。
- ③ 加入者は、A荷受組合に係るAメーカー以外のBメーカーから配合飼料を購入したとき
は、購入先のBメーカーをA荷受組合に報告する。
- ④ 加入者から配合飼料価格差補てん事業に関する事務について委任を受けていないB荷
受組合は、後記「第8章メーカー移動に伴う事務処理」の規定に基づき、B荷受組合に係
る特約店等から提出された「配合飼料販売証明書」及び「加入者別購入確認書」をA荷受
組合に報告する。
- ⑤ A荷受組合は、Aメーカーに係る加入者の購入数量と前記④の報告を受けたB荷受組合
の購入数量を併せて購入数量報告書に入力し、補てんシステムの送信処理を実行し、基金
協会へ報告する。

なお、B荷受組合に係る購入数量があるときは、A荷受組合に係るメーカーからの購入
数量とB荷受組合に係るメーカーからの購入数量が合算され、A荷受組合が基金協会へ報
告することとなる。このため、荷受組合相互間の連携を密にして、配合飼料販売証明書及
び加入者別購入確認書の報告を迅速に行うとともに、荷受組合は、メーカー、特約店及び
加入者に対し、配合飼料販売証明書及び加入者別購入確認書が正確かつ迅速に報告される
ようにする。

また、A荷受組合は、B荷受組合から報告された配合飼料販売証明書及び加入者別購入
確認書について、特約店等の押印、Bメーカー担当者の確認、加入者の押印等が適正であ
るかを確認する。

- (6) 契約製造業者間で配合飼料を売買により購入し又は販売して、前記第6章の3の規定に
より全日基に報告した場合、当該報告があった売買により購入した配合飼料に限り、配合飼
料を購入した契約製造業者が販売した契約製造業者に委託製造した配合飼料とみなし、前記
(3)並びに(5)の①、②及び③における「配合飼料を供給するメーカー」又は「配合飼
料を供給したメーカー」に該当するメーカーとして補てん金の交付事務を行うことができる。
- (7) 配合飼料購入数量の報告に当たっては、次の事項に留意する。
 - ① 配合飼料販売証明書及び加入者別購入確認書に記入される購入数量は、加入者が補てん
金交付対象期間に購入した配合飼料の実数であり、加入者の数量契約の契約数量に係りな

く報告することとなるので、契約数量を超えることも、超えないこともある。

- ② 複数畜種を飼養して契約している加入者の購入数量は、当該加入者が飼養する補てん対象となる全ての畜種に給与する配合飼料の購入量の合計である。
 - ③ 補てん対象とする四半期の加入者別の販売数量及び購入数量は、原則として加入者が配合飼料を購入した日とし、具体的には当該加入者が購入した配合飼料の請求書の仕切日とする。なお、仕切日は、補てん金の交付の有無等により購入日又は出荷日等とする日和見的な適用は行うことができない。
 - ④ 購入数量は、加入者毎に特約店等の販売伝票、販売台帳等に基づき間違いなく集計し、キログラム単位で記入する。
 - ⑤ 畜産経営を親子が別々に行っている場合又は同一代表者が別々の法人で行っている場合、補てん契約はそれぞれの経営体ごとに締結することとしており、購入数量も経営体ごとに別々に報告することとなる。
 - ⑥ 複数の基金協会と契約している加入者は、補てん契約が農場の所在する基金協会ごとにより属する属地主義で行われていることから、基金協会の地域ごとに該当地域に係る購入数量を、該当する基金協会に報告することとなる。
 - ⑦ 荷受組合、特約店等は、購入数量報告書提出後、販売数量の集計等に間違いがあったときは、速やかに基金協会に連絡し、基金協会は全日基に報告する。
 - ⑧ 加入者は、名義及び振込口座に変更があったときはその都度荷受組合に届け出て、荷受組合は基金協会に名義変更届（別紙様式第1号の2）又は金融機関口座変更届（別紙様式第1号の3）を提出する。四半期中途に加入者の名義及び振込口座の変更があるときは、荷受組合は特約店等から旧名義と新名義での配合飼料販売証明書及び加入者別購入確認書の提出を受けるとともに、振込する口座を確認し基金協会へ届け出る。
- (8) 基金協会は、A荷受組合より購入数量報告書の報告を受けたときは、報告の記載事項の不備、補てん契約の記載事項等内容を審査のうえ、補てんシステムの購入数量報告の送信処理を実行し、全日基に報告する。

なお、報告に当たっては、補てん金交付の主旨から正確かつ迅速に交付する必要があるので、基金協会から全日基への購入数量報告書の報告期限は原則として交付対象期間の終わった月の翌月の25日までとする。また、A荷受組合から基金協会への購入数量報告書の報告期限は、基金協会が指定する日又は翌月の20日までのいずれか早い日までとする。

- (9) 全日基は、基金協会より購入数量の報告を受けたときは、加入者別の補てん対象数量及び補てん金交付額を算定のうえ、加入者別配合飼料価格差補てん金交付書（以下「補てん金交付書」という。）、加入者別補てん対象数量算定表及び加入者ごとの配合飼料価格差補てん金交付通知書（以下「補てん金交付通知書」という。）を作成し、基金協会に送付する、ただし、複数の基金協会と数量契約締結している加入者（以下「複数協会契約者」という。）及び一つの基金協会において複数の荷受組合に契約事務を委任している加入者（複数協会契約者を除く。）（以下「複数組合契約者」という。）の補てん対象数量は、次に掲げる数量とする。

① 複数協会契約者の補てん対象数量

ア 複数協会契約者の複数の基金協会に係る補てん対象数量の合計数量（以下「複数協会

補てん対象数量合計」という。)は、複数協会契約者が複数の基金協会と締結している数量契約による契約数量の合計数量(以下「複数協会契約者数量合計」という。)又は複数の基金協会においてA荷受組合より報告のあった複数協会契約者の配合飼料の購入数量の合計数量(以下「複数協会購入数量合計」という。)のいずれか低い数量とする。ただし、複数協会契約者数量合計及び複数協会購入数量合計が同数量である場合は、複数協会購入数量合計を複数協会補てん対象数量合計とする。

イ 複数協会契約者の基金協会別、メーカー別、荷受組合別及び特約店補てん対象数量は、複数協会補てん対象数量合計が複数協会契約数量合計である場合は、それぞれ基金協会別、メーカー別、荷受組合別及び特約店別契約数量とし、複数協会補てん対象数量合計が複数協会購入数量合計である場合は、それぞれ基金協会別、メーカー別、荷受組合別及び特約店別購入数量とする。

② 複数組合契約者の補てん対象数量

ア 複数組合契約者の複数の組合に係る補てん対象数量の合計数量(以下「複数組合補てん対象数量合計」という。)は、複数組合契約者が複数の荷受組合に契約事務を委任している数量契約による契約数量の合計数量(以下「複数組合契約数量合計」という。)又は複数のA荷受組合より報告のあった複数組合契約者の配合飼料の購入数量の合計数量(以下「複数組合購入数量合計」という。)のいずれか低い数量とする。ただし、複数組合契約数量合計及び複数組合購入数量合計が同数量である場合は、複数組合購入数量合計を複数組合補てん対象数量合計とする。

イ 複数組合契約者のメーカー別、荷受組合別及び特約店別補てん対象数量は、複数組合補てん対象数量合計が複数組合契約数量合計である場合は、それぞれメーカー別、荷受組合別及び特約店別契約数量とし、複数組合補てん対象数量合計が複数組合購入数量合計である場合は、それぞれメーカー別、荷受組合別及び特約店別購入数量とする。

(10) 基金協会は、全日基より補てん金交付書を受けた時はその内容を確認し、異議がなければ、全日基は、補てん金交付書に記載されている補てん対象数量の合計数量をもって全日基業務方法書に基づき基金協会より報告された補てん対象数量の合計数量とみなす。

2 補てん金の交付手続

(1) 全日基は、加入者別契約数量と加入者別購入数量に基づき算定した補てん対象数量に、単位数量当たりの補てん金額を乗じて得た額を補てん金として、基金協会の指定する銀行口座に振込み交付する。

なお、全日基から基金協会への振込交付日は、原則として対象四半期の最終月の翌々月の15日(この日が土曜日、日曜日、祝日等銀行の非営業日のときはその直前の銀行営業日)又は全日基が指定する振込交付日のいずれか早い日とする。

(2) 基金協会は、全日基より補てん金の交付を受けたときは補てん金交付書に記載されている交付金額を確認のうえ、配合飼料価格差補てん金受領書に押印し全日基に送付するとともに、金融機関への振込み手数料を通常価格差補てん金から必要に応じて控除し、可能な限り速やかに加入者の指定する金融機関の指定口座に振込み交付する。

なお、加入者が基金協会に債務がある場合であっても、加入者が畜産経営を継続している限り、債務と補てん金とを相殺しないで交付する。(3) 加入者に対し補てん金の交付内容を知らせるため、契約数量、購入数量、補てん対象数量、補てん金交付額等を記載した補てん金交付通知書(はがき)は、必ず基金協会から直接郵送し、その内容に誤りがないかを確認する。なお、郵送料金の負担については予め荷受組合と協議しておくこと。

- (4) 基金協会は、加入者へ補てん金を迅速に振込むため、
- ① 加入者は、年度当初指定した金融機関の口座を変更した場合、A荷受組合を通じて基金協会に届け出ること。
 - ② 基金協会は、予め金融機関と口座振込み期日及び加入者の口座に入金されるまでの金融機関の経路について協議しておくこと。
 - ③ 振込み手数料についても事前に金融機関と協議し決めておくこと。(なお、基金協会が指定する金融機関に、加入者が振込口座を指定した場合、振込手数料が減額又は必要ない場合がある。)
- (5) 複数組合契約者は、補てん契約毎に金融口座を指定することができる。
- (6) 基金協会は、全日基より補てん金の交付を受けたときは、10日以内に配合飼料価格差補てん金交付完了報告書(別紙様式第10号)を全日基に提出する。

3 補てん金の返還及び追加交付

(1) 補てん金の返還及び追加交付

A荷受組合は、加入者に対し補てん金が交付された後、特約店等及びB荷受組合から購入数量報告の間違い等により、補てん金の返還又は追加交付の申し出があったときは、申し出た者からその事実関係を確認のうえ、購入数量を修正した後の配合飼料販売証明書(別紙様式第13号)及び加入者別購入確認書(別紙様式第14号)を提出させるとともに、特約店等は配合飼料販売証明書及び加入者別購入確認書の提出に当たっては前記1の(5)によるものとする。

補てん金の返還又は追加は後記(2)及び(3)による。

なお、全日基の補てん金の追加交付申請の受付は、補てん金交付対象期間経過後2ヶ月後までとしており、当該期間を経過した後は、追加交付申請を受け付けないこととする。

(2) 補てん金の返還

- ① A荷受組合は、補てん金を返還するときは、補てん金返還書(別紙様式第11号の別表)を作成し、基金協会に提出する。
- ② 基金協会は、補てん金返還書を受けたときは、配合飼料価格差補てん金返還書(別紙様式第11号)を作成し、これにA荷受組合より提出のあった補てん金返還書(写)を添付し全日基に提出する。ただし、基金協会は、複数組合契約者のうち補てん金返還前の複数組合補てん金対象数量合計が複数組合契約数量合計であり、かつ、補てん金の返還に係る購入数量の変更に伴い複数組合補てん対象数量合計が複数組合購入数量合計となる加入者に係る返還金額について、返還額算定書A(別紙様式第11号の別表1)を作成し、同算定書A(写)を併せて基金に提出する。

- ③ 全日基は、配合飼料価格差補てん金返還書の提出を受けたときは、複数協会加入者のうち補てん金返還前の複数協会対象数量合計が複数協会契約数量合計であり、かつ、補てん金の返還に係る購入数量の変更に伴い複数協会補てん対象数量合計が複数協会購入数量合計となる加入者に係る返還金額について、返還額算定書B（別紙様式第11号の別表2）を作成し、関係する基金協会に送付する。
- ④ 返還額算定書Aを作成した基金協会又は全日基より返還額算定書Bの送付を受けた基金協会は、返還額算定書A又は返還額算定書Bの関係する部分の写しを関係するA荷受組合に送付する。
- ⑤ A荷受組合は、次に掲げる返還金額を関係する加入者から返還を受けて基金協会が指定する銀行口座に振込み返還し、基金協会は同金額を全日基が指定する銀行口座に振込み返還する。
- ア 複数協会契約者又は複数組合契約者のうち基金協会から返還額算定書A又は同算定書Bの写しの送付を受けた加入者に係る返還金額
- イ 上記ア以外の加入者に係る返還金額
- ⑥ 全日基は、基金協会より返還を受けたときは受領書を基金協会に送付する。
- (3) 補てん金の追加交付
- ① A荷受組合は、補てん金の追加交付を申請するときは、補てん金追加交付申請書（別紙様式第12号の別表）を基金協会に提出する。
- ② 基金協会は、補てん金追加交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、配合飼料価格差補てん金追加交付申請書（別紙様式第12号）（以下「追加交付申請書」という。）を作成し、これにA荷受組合より提出のあった補てん金追加交付申請書（写）を添えて、全日基に提出する。ただし、基金協会は、複数組合契約者のうち補てん金追加交付前の複数組合補てん対象数量合計が複数組合購入数量合計であり、かつ、補てん金の追加交付に係る購入数量の変更に伴い複数組合補てん対象数量合計が複数組合契約数量合計となる加入者に係る追加交付金額について、追加交付額算定書A（別紙様式第12号の別表の1）を作成し、同算定書A（写）を全日基に提出する。
- ③ 全日基は、基金協会より追加交付申請書の提出を受けたときは内容を審査し適正と認めた場合は、前記2に準じ追加交付を行う。ただし、全日基は、複数協会契約者のうち補てん金追加交付前の複数協会補てん対象数量合計が複数協会購入数量合計であり、かつ、補てん金の追加交付に係る購入数量の変更に伴い複数協会補てん対象数量合計が複数協会契約数量合計となる加入者に係る追加交付金額について、追加交付額算定書B（別紙様式第12号の別表の2）を作成し、関係する基金協会に送付する。
- ④ 追加交付額算定書Aを作成した基金協会又は全日基より追加交付額算定書Bの送付を受けた基金協会は、追加交付額算定書A又は追加交付額算定書Bの関係する部分の写しを関係するA荷受組合に送付する。
- ⑤ 全日基は、追加交付申請書について補てん金交付対象期間経過後、全日基が定めた期間内に申請のあったものは受付けるが、当該期間を経過したものは受付けないものとする。

第 8 章 メーカー移動に伴う事務処理

メーカー移動に係る加入者の積立金の納付及び購入数量の報告に関する事務処理については、次により行うものとする。

1 積立金の納付

基金協会は、加入者通常積立金をA荷受組合に請求するので、請求を受けたA荷受組合は、B荷受組合に対し、加入者積立金受領書を添え請求する等の方法を講じ、加入者通常積立金を徴収のうえ、基金協会に納付する。

2 購入数量の報告

基金協会は、購入数量の報告をA荷受組合に求めるので、B荷受組合は当該加入者に配合飼料を販売した特約店等より配合飼料販売証明書(別紙様式第13号)及び加入者別購入確認書(別紙様式第14号)の報告を受け、A荷受組合に対し報告する。A荷受組合はこの販売証明書等に基づき当該加入者の購入数量をとりまとめ報告する。

なお、A荷受組合はB荷受組合から当該加入者の購入数量の報告がないと基金協会に対し報告できないことに留意する必要がある。

第 9 章 業務指導及び備付台帳等の保管期間

1 業務の指導

全日基業務の適正なる運用を図るため、必要のある場合、全日基、基金協会及び荷受組合は、職員を現地に派遣し、特に次に掲げる事項について、それぞれ関係する基金協会、荷受組合、販売先メーカー、特約店等を指導するものとし、特に問題がある場合は、荷受組合は基金協会に、基金協会は全日基に速やかに実態を報告するとともにそれぞれ所要の措置を講ずるものとする。

- (1) 加入者との契約締結の方法
- (2) 解約手続の方法
- (3) 加入者の通常積立金及び別途納付金の徴収の方法
- (4) 加入者別購入数量のとりまとめ方法

2 備付台帳の保管期間

全日基業務に関する備付台帳等については、補てん金交付に関する書類は事業年度の次の年度から5ヵ年間(基本契約書は基本契約期間終了後5年間)保管するものとし、荷受組合、メーカー及び特約店においてもこの期間に準じ保管するものとする。

第 10 章 報告の徴収及び調査等

1 全日基及び基金協会は、補てん事業に関する事業の実施について必要な調査を随時、計画的に行う必要があり、全日基業務方法書第5条の積立金納付契約を締結している配合飼料製造業者、荷受組合、特約店等に所要の報告をさせ、また、配合飼料製造業者、荷受組合、特約店等の帳簿その他書類を閲覧し、補てん事業に関する事業の適正な実施を図る。

- 2 荷受組合は、特約店コードを割当てた特約店等を経由して報告された事項について、必要に応じ現地調査等を行い、また、特約店等の帳簿その他書類を閲覧し、補てん事業に関する事業の適正な実施を図る。

第 11 章 その他

1 補てん金の対象となる配合飼料

(1) 全日基配合飼料価格差補てん事業業務方法書に定める価格差補てん事業の対象とする配合飼料は、全日基業務方法書第 5 条の積立金納付契約を締結している配合飼料製造業者（以下「契約製造業者」という。）が供給する配合飼料としており、この契約製造業者以外の者が供給する配合飼料は当基金の補てんの対象とならないので注意する。

(2) 補てんの対象配合飼料は、全日基業務方法書第 3 条に規定する次の条件を満たす飼料（以下「配合飼料」という。）とする。

ア 全日基業務方法書第 5 条の補てん積立金納付契約を締結している契約製造業者が供給する飼料であること。

イ 穀類の区分に属する原材料に加え、そうこう類、植物性油かす類及び動物質性飼料の 3 区分のうち少なくとも 1 区分に属する原材料からなる飼料であること（ただし、これらの 4 区分に属する原材料が 3 種類以下の飼料を除く。）

ウ 前号に掲げる 4 区分に属する原材料の配合割合の合計が 50%以上の飼料であること（ただし、動物質性飼料のうち、乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳及び濃縮ホエーたん白の配合割合の合計が 50%以上の飼料を除く。）

エ 鶏、豚、牛、うずら又は全日基が別に定める配合飼料価格差補てん事業に係るその他家畜の取扱いに関する細則によるその他家畜を対象とする飼料であること。

具体的には、飼料品質表示基準（昭和 51 年 7 月 24 日付け農林水産省告示第 760 号）に基づき配合飼料に表示される原材料の区分において、穀類に属する 1 種類以上の原材料が必ず配合され、そうこう類、植物性油かす類又は動物質性飼料の 3 区分のうち少なくとも 1 区分に属する 1 種類以上の原材料が配合されている飼料であって、全体として穀類を含む 2 区分以上の原材料が 4 種類以上であり、その配合割合の合計 50%以上である飼料（以下「2 区分 4 種類 50%飼料」という。）としている。ただし、動物質性飼料のうち乳由来の乾燥ホエー、全脂粉乳、脱脂粉乳及び濃縮ホエーたん白の配合割合の合計が 50%以上含む飼料（いわゆる代用乳）は補てんの対象から除外している。このことから、代用乳、原材料の種類が 3 種類以下の飼料、2種混等の混合飼料、糖蜜飼料は補てんの対象とならない。

なお、全日基業務方法書附則 14 において「第 3 条第 2 号のただし書きにかかわらず、穀類の区分に属する原材料に加え、そうこう類、植物性油かす類及び動物質性飼料の区分に属する原材料が 3 種類以下であっても、この原材料に各種のビタミン・ミネラル又はアミノ酸等を加えた飼料であって、かつ、専らこの飼料のみを給与することにより畜産物を生産できる飼料は、第 3 条第 2 号に定める飼料とみなすことができる。」としているので、特例として、この附則 14 の規定に適合する配合飼料を補てん対象となる配合飼料とみなすことができる。

この配合飼料が附則 14 の規定に適合するか否かは、後記（3）の飼料品質表示基準による原材料の区分の区分別配合割合及び原材料名から確認ができないので、この配合飼料を製造する契約製造業者は、附則 14 の規定に該当する配合飼料とみなす銘柄について、表示票を添えて、全日基に報告することとする。

- (3) 補てん対象となる配合飼料か否かの確認は、飼料品質表示基準に基づき製品に表示される原材料の区分別配合割合による。

原材料の区分	区分別配合割合	原材料名
穀類	%	とうもろこし・・・
そうこう類		ふすま、・・・
植物性油かす類		大豆油かす、・・・
動物質性飼料		魚粉、・・・
その他		食塩、・・・
(注) 原材料名は、配合割合の大きい順である。		

- (4) また、鶏、豚、牛、うずら及びその他家畜家きん（馬、めん羊、山羊等食用に供する畜産物を生産、販売することを目的として飼養しているのも）用配合飼料は補てんの対象となるが、それ以外のペット用及び養魚用配合飼料は補てんの対象とならない。
- (5) 契約製造業者は、補てんの対象配合飼料に該当しない配合飼料等を供給する場合は、当該配合飼料等の銘柄が補てんの対象にならない旨、補てん対象外銘柄一覧表等（ネガティブリスト）を作成し、特約店等供給先、基金協会及び全日基に提示する必要がある。
- (6) 試験研究及び教育目的のためであって、営利を目的としないで家畜を飼養している国、地方公共団体、学校法人等の畜産試験研究所、牧場等は、補てん契約の対象から除外しており、これらに供給した配合飼料は、補てんの対象とならない。

ただし、法人自体は非営利法人（社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、NPO 法人等）であっても、その非営利法人の中の事業部門において、次の①～③が全て確認されれば補てん契約対象の畜産経営者としてすることができる。

- ①畜産事業が営利を目的としている事業であることが定款等に明記されている。
- ②畜産事業が収益事業であることが事業報告書で確認できる。
- ③恒常的に家畜・畜産物を飼養販売等している。

2 TMR 飼料の取扱い

- (1) TMR 飼料の取扱いは、平成 16 年度から適用している「配合飼料価格安定制度における乳牛用配合飼料の取扱いに関する規程」を廃止し、新たに、「全日基業務方法書配合飼料価格安定制度における TMR 飼料に係る配合飼料の取扱い細則」のとおり取扱うこととなるが、基本的な考え方は、従来と同様である。
- (2) 契約製造業者が承認工場から出荷する時点で、上記 1 の（2）の 2 区分 4 種類 50%飼料に該当する配合飼料（以下「基礎配合飼料」という。）は補てん対象となる。また、加入者からの指定に基づき、配合飼料に乾草、ビートパルプ等の原材料を混合した TMR 飼料については、2 区分 4 種類 50%飼料に該当する部分は補てんの対象となるが、該当しない部分は補

てんの対象とならない。この場合は、TMR飼料のうち2区分4種類50%飼料に該当する部分の割合を算出し、その該当する割合の配合飼料が補てんの対象となる。

- (3) 一方、承認工場以外で、承認工場から供給された基礎配合飼料に乾草等の原材料を混合しTMR飼料を製造供給する場合は、承認工場から供給された基礎配合飼料の部分のみが補てんの対象となる。また、承認工場以外で基礎配合飼料に穀類、そうこう類等と乾草等を加えたTMR飼料が2区分4種類50%飼料に該当する飼料であっても基礎配合飼料部分のみが補てんの対象となる。
- (4) また、TMR飼料の取扱い細則によらないTMR飼料は補てんの対象とならないので注意すること。
- (5) 更に、TMR飼料については、上記(3)の表の欄外の下に、「補てんの対象割合〇%」と、補てんの対象となる配合飼料の割合を%で表示すること。

原材料の区分	区分別配合割合	原材料名
穀類	%	とうもろこし・・・
そうこう類		ふすま、・・・
植物性油かす類		大豆油かす、・・・
動物質性飼料		魚粉、・・・
その他		食塩、・・・
(注) 原材料名は、配合割合の大きい順である。		

補てんの対象割合 〇%

3 基金間移動の取扱い

全日基業務方法書第7条の2の規定及び配合飼料価格差補てん契約に係る基金間移動に関する細則に定めるところによる。

4 平成20年7-9月期以降の交付条件の取扱い

- (1) 通常価格差補てん事業の安定的な運営と加入者間の公平性を確保し、全日基への継続加入を確保するため、平成20年7-9月期及び10-12月期の補てん実施に当たって、平成21年度以降補てん金の交付のため借入れた借入金の返還完了までの間、交付条件を設け、廃業又は他基金への移動等合理的な理由がなく補てん契約を更新しない場合、また、飼養規模縮小等の合理的理由がなく、契約数量を20%以上減じた場合には、借入金により補てんした部分の返還を求めるとした。
- (2) 契約を更新しない場合の合理的な事由について、別紙様式第15号の1の「廃業証明書」の提出、又は他基金への基金間移動の手続きを取り、合理的理由を確認することとしている。また、20%以上(又は平成20年度4-12月期の補てん交付実績数量の4分の3以上)契約数量を減少する場合の合理的な事由については別紙様式第15号の2の「配合飼料補てん契約数量減量事由確認書」又は全日基の契約数量の一部を減じて他基金の契約数量を増やしたことが判る他基金の数量契約を添付し、合理的な事由を確認することとしているので、必要な手続きが必要である。

- (3) もし、必要な手続きをとらずに、契約の更新がないとき、また、20%以上の契約数量の減少があったときは、補てん金のうち借入相当額の返還を求めるとともに、返還がない場合は補てん契約ができなくなる。

5 令和4年10-12月期以降の交付条件の取扱い

- (1) 通常価格差補てん事業の安定的な運営と加入者間の公平性を確保し、全日基への継続加入を確保するため、令和4年10-12月期以降に借入金による補てん実施に当たって、令和5年度以降補てん金の交付のため借入れた借入金の返還完了までの間、交付条件を設け、廃業又は他基金への移動等合理的な事由がなく補てん契約を更新しない場合、また、飼養規模縮小等の合理的理由がなく、令和4年度又は令和5年度の契約数量を20%以上減じた場合には、借入金により補てんした通常補てん金の部分の返還を求めるとした。
- (2) 契約を更新しない場合の合理的な事由について、別紙様式第15号の1の「廃業証明書」の提出、又は他基金への基金間移動の手続きを取り、合理的理由を確認することとしている。また、20%以上契約数量を減少する場合の合理的な事由については別紙様式第15号の2の「配合飼料補てん契約数量減量事由確認書」又は全日基の契約数量の一部を減じて他基金の契約数量を増やしたことが判る他基金の数量契約を添付し、合理的な事由を確認することとしているので、必要な手続きが必要である。
- (3) もし、必要な手続きをとらずに、契約の更新がないとき、また、20%以上の契約数量の減少があったときは、補てん金のうち借入相当額の返還を求めるとともに、返還がない場合は借入金返済完了後も補てん契約ができないことになる。

ただし、全農基金からの契約変更者で、本来ならば全農基金からの基金間移動者（転入者）に該当する者であるが、令和5年度からの全農基金での基金間移動停止に伴い、全農基金からの補てん金の返還対象者については、全農基金への返還がない場合でも、令和5年度以降全日基での補てん契約はできることになる。

6 積立金及び補てん金の税務上の取扱い

(1) 所得税法及び法人税法の取扱い

① 通常補てん積立金

通常補てん積立金は、4事業年度の基本契約期間ごとに、全日基が価格差補てん事業に係る資金として国税庁長官の指定を受けて、所得税法施行令第167条の2又は法人税法施行令第136条の要件に該当するものとして、所得の計算上、必要経費又は損金の額に算入することができる。

② 補てん金

通常補てん金及び異常補てん金は、非課税所得の要件に該当せず、所得の金額の計算上、収入金額又は益金に算入することができる。

(2) 消費税法上の取扱い

① 通常補てん積立金

通常補てん積立金は、消費税法第6条及び別表1の3並びに同法第10条第3項第13号（保険料に類する共済掛金その他保険料に類するものを対価とする役務の提供）に該当し、非課税取扱いとなる。

② 補てん金

通常補てん金及び異常補てん金は、配合飼料価格の大幅な変動（保険事故）に伴い受け取るものであり、保険金又は共済金に準ずるもので、資産の譲渡等に係る対価に該当せず、不課税取引となる。したがって、課税売上に該当せず、消費税は賦課されない。

附 則

- 1 平成 28 年熊本地震による被災者について、第 4 章の 1 の規定にかかわらず、契約数量変更申請書の提出期限について、基金協会は次に定める期限までに全日基に提出することができる。

契約数量変更申請書の提出期限

第 2 四半期より契約数量を変更する場合 7 月 15 日

- 2 平成 28 年熊本地震による被災者に係る加入者の積立金について、第 5 章の 1 の（2）の規定にかかわらず、熊本県基金協会は、次に定める期限までに、全日基に納付する。

積立金納付期限

第 1 四半期 6 月 30 日

第 2 四半期 8 月 31 日

- 3 平成 28 年熊本地震による被災の熊本県に限り、平成 28 年熊本地震による被災者に係る加入者の積立金について、第 5 章の 1 の（4）の規定にかかわらず、全日基は延滞利息の納付を免除する。

- 4 平成 30 年北海道胆振東部地震による被災者について、第 4 章の 1 の規定にかかわらず、第 3 四半期よりの追加契約数量変更申請の提出期限については、基金協会は次に定める期限までに全日基に提出することができる。

追加数量変更に係る契約数量変更申請書の提出期限

第 3 四半期より契約数量を変更する場合 10 月 25 日

- 5 平成 30 年北海道胆振東部地震による被災者に係る加入者の積立金について、第 5 章の 1 の（2）の規定にかかわらず、北海道基金協会は、次に定める期限までに、全日基に納付する。

積立金納付期限

第 3 四半期分 11 月 30 日

- 6 平成 30 年度北海道胆振東部地震による被災の北海道基金協会に限り、平成 30 年北海道胆振東部地震による被災者に係る加入者の積立金について、第 5 章の 1 の（5）の規定にかかわらず、全日基は延滞利息の納付を免除する。

- 7 令和元年台風 15 号による千葉県基金協会における被災者について、第 4 章の 1 の規定にかかわらず、第 3 四半期よりの追加契約数量変更申請書の提出期限については、基金協会は次に定める期限までに全日基に提出することができる。

追加数量変更に係る契約数量変更申請書の提出期限

第 3 四半期より契約数量を変更する場合 10 月 25 日

8 令和元年台風 15 号による被災した加入者がいる千葉県基金協会の加入者通常積立金については、第 5 章の 1 の (2) の規定にかかわらず、千葉県基金協会は、次に定める期限までに、全日基に納付する。

積立金納付期限

第 3 四半期分 11 月 29 日

9 令和元年台風 15 号により被災した加入者のいる千葉県基金協会に限り、千葉県基金協会が納付する通常積立金について、第 5 章の 1 の (5) の規定にかかわらず、全日基は延滞利息の納付を免除する。

附 則

変更後の要領は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

変更後の要領は、平成 26 年度第 1 四半期から適用する。

附 則

変更後の要領は、平成 28 年度第 1 四半期から適用する。

「 契約製造業者間での売買により購入した配合飼料に限り、委託製造した配合飼料とみなし補てん金交付事務を行うことができるための変更……第 6 の 3、4 の (1) (2) 及び 7 の 6 」

附 則

変更後の要領は、平成 28 年 4 月 14 日から適用する。

「 H28 年熊本地震発生に伴い被災加入者の契約数量変更申請書の提出期限及び積立金納付期限を被災した熊本県基金協会に限り変更することができるための変更……附則 1、附則 2 及び附則 3 」

附 則

変更後の要領は、平成 29 年 4 月 21 日から適用する。

「 基金協会からの契約数量変更申請期限後の天災等の特別な事由に限り、契約数量変更申請書の締切日を延期するための変更……第 3 の 2 の (3) 及び第 4 の 1 の (5) 」

附 則

変更後の要領は、平成 30 年 1 月 18 日から施行し、平成 30 年度別途納付金処理から適用する。

「 畜産経営者の契約数量の増加に係る納付金廃止のための変更 ……第 5 の (2) 及び (3) 」

附 則

変更後の要領は、平成 30 年 9 月 6 日より適用する。

「 北海道胆振東部地震発生に伴う変更……附則 4、附則 5 及び、附則 6 」

附 則

変更後の要領は、令和元年9月9日より適用する。

「 令和元年台風15号による被災に伴う変更……附則7、附則8及び、附則9 」

附 則

変更後の要領は、令和5年度補てん契約から適用する。

「 令和4年10-12月期以降の交付条件の取扱いに関する変更……第11の5を6に条項移動、第11の5の(1)(2)(3)を新規追加 」